

関係業者の皆様へ

かねてより本学契約等関係業務につきまして、ご理解ご協力いただき ありがとうございます。

物品購入等契約に係る支払期日については、一月の取引分(当月納品 等給付完了分)について適法な請求書を指定日までに受理した場合、 翌月 2 5 日までに支払うこととしております。

支払日は下記のとおりです。

つきましては、前月末までのお取引分(納品等の給付の完了済分)に ついて当月払いをご希望の業者様におかれましては、代金の請求に必要な関係書類等を下記「契約係提出期限」までに、契約係までご提出くださいますようお願いいたします。

年月	支払日	契約係提出期限
2025 年 4 月	2025 年 4 月 25 日	2025 年 4 月 18 日
2025 年 5 月	2025 年 5 月 23 日	2025 年 5 月 16 日
2025 年 6 月	2025 年 6 月 25 日	2025 年 6 月 18 日
2025 年 7 月	2025 年 7 月 25 日	2025 年 7 月 18 日
2025 年 8 月	2025 年 8 月 25 日	2025 年 8 月 18 日
2025 年 9 月	2025 年 9 月 25 日	2025 年 9 月 18 日
2025 年 10 月	2025 年 10 月 24 日	2025 年 10 月 17 日
2025 年 11 月	2025 年 11 月 25 日	2025 年 11 月 18 日
2025 年 12 月	2025 年 12 月 25 日	2025 年 12 月 18 日
2026 年 1 月	2026 年 1 月 23 日	2026 年 1 月 16 日
2026 年 2 月	2026 年 2 月 25 日	2026 年 2 月 18 日
2026 年 3 月	2026 年 3 月 25 日	2026 年 3 月 18 日

令和 7 年 4 月 8 日

国立大学法人鹿屋体育大学

経営戦略課会計室契約係長 村上 建